

松本市告示第727号

松本市犯罪被害者等相談支援事業実施要綱を次のように定める。

令和6年12月17日

松本市長 臥雲 義尚

松本市犯罪被害者等相談支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松本市犯罪被害者等支援条例（令和6年条例第47号）の規定に基づき、犯罪行為により死亡した者の遺族又は重傷病を負った者及びその家族に対して市が行う松本市犯罪被害者等相談支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為（被害届等により被害を受けたことが確認できるものに限る。）による死亡又は重傷病をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 遺族 犯罪被害者が犯罪行為により死亡した時点において、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。次号において同じ。）
 - イ 犯罪被害者の2親等以内の親族
- (5) 家族 犯罪被害者が犯罪行為により重傷病を負った時点において、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 犯罪被害者の配偶者
 - イ 犯罪被害者の2親等以内の親族
- (6) 重傷病 負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養に要する期間が1月以上で、かつ、3日以上入院を要する（精神疾患である場合は、療養に要する期間が1月以上で、かつ、3日以上労務に服することができない程度である）と医師に診断されたものをいう。
- (7) 市民 市内に住所を有する者、市内に居住する者及びこれに類する者であると市長が認めるものをいう。

(支援対象者)

第3条 この要綱の規定による事業の支援対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、次条に規定する事業を利用する時点及び第6条に規定する申請をする時点において、市民である者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者
- (2) 遺族
- (3) 家族

(事業内容)

第4条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 相談支援
 - (2) 支援計画策定支援
- (中核機関)

第5条 事業の中核となる機関（以下「中核機関」という。）は、住民自治局人権共生課とする。

2 中核機関は、事業の実施に当たっては支援対象者の状況に応じて、庁内関連部局その他関係機関との連絡連携に努め、必要に応じて連絡会議を開催するものとする。

(利用申請)

第6条 事業を利用しようとする支援対象者は、松本市犯罪被害者等相談支援事業利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び犯罪被害申告書（様式第2号。以下「申告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、これらの書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等で確認することができるときは、市が当該確認することに同意した上で、その書類の添付を省略することができる。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し（遺族が申請する場合に限る。）
- (2) 犯罪被害が重傷病に該当することが証明できる医師の診断書（受傷日、療養期間、入院日数（精神疾患である場合は、労務に服することができない日数）及び病名を明記したもの。犯罪被害者又は家族が申請する場合に限る。）
- (3) 住民票の写し、戸籍の附票その他支援対象者が申請時点において、市内に住所を有する者又は居住する者であることを証明する書類
- (4) 支援対象者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の証明書（遺族又は家族が申請する場合に限る。）
- (5) 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時点において、支援対象者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長が認めたときは、前項各号に掲げる書類の全部又は一部の添付を省略することができる。

(申請の制限)

第7条 支援対象者は、次に掲げる場合には、事業の利用を申請することができない。

- (1) 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時点において、犯罪被害者、遺族又は家族（以下「犯罪被害者等」という。）と加害者との間に3親等以内の親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があったとき。ただし、当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合又は次のアからウまでのいずれかに該当する場合を除く。

ア 犯罪被害者等が18歳未満の者で事業を利用することができる立場であったとき又は犯罪被害者等が18歳未満の者を監護していたとき。

イ 犯罪被害者等が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者に該当する者であって、その加害者に対し同法第10条第1項の規定による接近禁止命令又は同法第10条の2の規定による退去等命令が発せられているとき。

ウ 当該犯罪行為が、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するとき。

- (ア) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待と認められるとき。
 - (イ) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待（同条第4項第2号に掲げる行為を除く。）と認められるとき。
 - (ウ) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待（同条第6項第2号に掲げる行為を除く。）と認められるとき。
 - (2) 犯罪被害者等が犯罪行為を誘発したときその他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があったとき。
 - (3) 犯罪被害者等が、松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者であったとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、事業を利用することが適当でないと市長が認めるとき。
- （利用者の負担）

第8条 事業の利用に関し、事業を利用する者の負担は、無料とする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和6年6月28日以後に発生した犯罪行為に起因する犯罪被害について適用する。

松本市犯罪被害者等相談支援事業利用申請書

年 月 日

（宛先） 松本市長

申請者 住所 _____

ふりがな
氏名 _____

電話 _____

被害者との続柄 _____

1 松本市犯罪被害者等相談支援事業実施要綱第6条の規定により、次のとおり、松本市犯罪被害者等相談支援事業の利用を申請します。

被害者	住所		☐ 同上
	氏名		☐ 同上

2 各種要件等

該当項目にチェックしてください。

- ☐ 犯罪被害者、遺族又は家族である。
- ☐ 事業を利用する時点で松本市民である。
- ☐ 申請日時点で松本市民である。

3 除外事由

☐ 私は、次の(1)～(4)に掲げる除外事由のいずれにも該当しません。

- (1) 犯罪被害者又は申請者と加害者との間に3親等以内の親族関係がある。ただし、次に掲げる場合は除きます。
 - ア 当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合
 - イ 犯罪被害者が18歳未満の場合
 - ウ 犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合
 - エ 加害者に対し配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する接近禁止命令又は退去等命令が発せられている場合
 - オ 当該犯罪行為が、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待等と認められる場合
- (2) 犯罪被害者又は申請者が犯罪行為を誘発した。
- (3) 当該犯罪行為につき、犯罪被害者又は申請者にもその責めに帰すべき行為があった。
- (4) 犯罪被害者又は申請者が、松本市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者である。

4 申請事項に係る同意等

- (1) 松本市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1号に規定する暴力団員等でないことを、市が警察当局へ照会すること。
- (2) 相談支援の利用に係る申請に際し、提出書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等により確認すること。

私は上記内容に同意します。 申請者 (署名)

5 代理申請（代理申請を行わない場合は不要）

代理申請をする理由	
代理人住所	
代理人氏名	
代理人連絡先	

添付書類（次のうち、必要なもの）

	添付	書類
共通	☐	犯罪被害申告書（様式第2号）
	☐	事業を利用する時点における申請者の住民票又は本市に住所を有していることを証することができる書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
	☐	犯罪被害者が負った被害が、重傷病に該当することを証明することができる医師の診断書
	☐	犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書の写しその他死亡の事実及び死亡年月日を証することができる書類の写し
	☐	申請者と犯罪被害者との続柄に関する戸籍謄本その他の証明書
該当する場合	☐	申請者が犯罪被害者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
	☐	犯罪被害者と同居している（していた）家族又は遺族全員の住民票の写しその他の同居している（していた）者を証する書類
	☐	交通事故の被害者であるときは、交通事故証明書又はこれに準ずる事故が確認できる公的機関の発行した証明書の写し
	☐	放火の被害者であり、かつ、住居が滅失又は著しく損壊したときは、罹災証明書
	☐	代理人による代理申請を行う場合、代理人であることを証明する書類（法定代理人の場合は戸籍謄本等、任意代理人の場合は委任状）
	☐	その他、市長が必要と認める書類（ ）

様式第2号（第6条関係）

犯 罪 被 害 申 告 書

犯罪被害の概要

被害者の氏名	ふりがな 氏 名		
生年月日	年 月 日		
被害者の 被害時の住所	〒 -		
被害年月日	年 月 日		
被害場所			
罪 種	(判明していない場合は、記載不要)		
被害の状況 (警察に届け出た内容等)			
被害届等の提出	有 ・ 無	被害届提出日	年 月 日
届出警察署 (捜査担当警察署等)	都道府県 警察署		

私は、上記の申告内容について、松本市が調査し、警察等関係機関が保有する犯罪被害者等の個人情報（警察における事件認知の有無、事件の発生場所及び日時）を、警察等関係機関から松本市へ提供することに同意します。

申告日（申請日） 年 月 日

申告者（申請者）
ふりがな 氏名 _____（署名）
住所 _____
電話番号 _____
被害者との続柄 _____